

南部箕蚊屋広域連合職員の職の設置に関する規則

平成11年7月19日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令で特別の定めのあるものを除くほか、南部箕蚊屋広域連合職員定数条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第5号）第2条に規定する職員の種類及び職について定めることを目的とする。

(職員の種類)

第2条 職員の種類は、事務職員とする。

(職員の職)

第3条 職員の職は、次に掲げるとおりとする。

事務局長、参事、センター長、次長、主査、主幹、主幹保健師、主幹社会福祉士、主任、主任保健師、主任社会福祉士、主任介護支援専門員、主事、保健師、社会福祉士、介護支援専門員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。